

川西市告示第 127 号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の6第1項の規定に基づき、特定生産緑地の指定を解除したので、同条第2項の規定において準用する同法第10条の2第4項の規定により、次のとおり告示する。

なお、当該解除の図書は、川西市都市政策部都市政策課において縦覧に供する。

令和7年12月12日

川西市長 越 田 謙 治 郎

特定生産緑地の地区及び面積

北中部74－1生産緑地地区ほか2地区、約6,188㎡